

2016年度 法学部 秋学期 追試験について

■ 試験－未受験科目の代替措置について（追試験等）

本人の病気などのやむを得ない事態により定期試験およびそれに準ずる試験を受験できなかった場合は、以下の要領により、追試験の申請をすることができます。ただし、申請理由によっては追試験の受験資格を得られない場合もありますので、自己判断せず、定期試験及びそれに準ずる試験を受験できないと判明した時点で、所属学部窓口へ相談してください。

理由	必要書類	備考	受付期間
電車遅延	遅延証明書	以下の場合は認めない。 ・通学区間外の経路を利用して遅刻した場合 ・遅れた時間以上の遅延証明書がない場合 (例：試験開始から40分遅れたが、15分の遅延証明しかない場合等) ・試験開始時刻以降の入室を想定した場合	試験実施日当日のみ
病気・怪我	診断書 または 治癒証明書（大学指定書式） (コピー不可・試験当日に登校が不可能である旨がわかる記載が必要)	本人の病気・怪我のみ	試験実施日を含め、7日以内 ※ただし、定期試験最終日を受付期限とする。(定期試験最終日まで手続きができない場合は、学部窓口へ連絡・相談すること)。
忌引き	会葬礼状	親族二親等（両親・兄弟姉妹・祖父母）の通夜・告別式のみ	
就職活動	氏名・日程等が記載された通知等	採用選考日のみ 説明会は不可	
公務員・教員・資格試験	受験票等のコピー	試験日・訪問日のみ 指定試験合格者奨励金、L・Uキャリアアップ奨励金の該当資格のみ	
体育会	保健体育部発行の「競技参加による欠席願」		
国体・国家代表等	対象学生の名前が記載されている大会の競技日程等		
教育実習、介護実習、資格課程科目の実習参加日程と重複	実習参加証明書	機関名・実習期間・学生所属・氏名が記載されたもの	

【追試験日程について】

追試日時：**2017年2月10日（金） 9時45分集合 10時開始**

試験教室：**富士見ゲート4階 G401教室**

備考：10時20分以降の入室（試験開始から20分以上経過したのちの入室）はいかなる理由であっても認めません。電車の遅延等を考慮し、時間に十分に時間を持って入室してください。なお、追試験を受けられなかったことによる代替措置はありません。

追試験の参照可否につきましては、試験関連の全日程終了後に掲示予定です。